

27 値 建 号 外  
平成28年2月22日

# 回 覧

各 位

小値賀町役場 水道係

## 大寒波により漏水した上下水道料金の減免について

春寒の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平成28年1月24日から25日にかけて発生した寒波の影響で水道管が破裂・破損し、多くの漏水被害が確認されています。漏水により高額となった使用料金については、小値賀町簡易水道事業給水条例第32条及び小値賀町下水道条例第26条の規定に基づき、減免措置をいたします。

3月22日（火）～24日（木）頃に水道メーター検針票をお届けしますので、使用水量を確認し、明らかに漏水の影響がある場合は減免の手続きができます。

### 記

1. 減免の内容：昨年と同月分と比較し、増額した分を減免の対象とします。
  2. 申請期間：3月24日（木）～4月5日（火）
  3. 申請方法：役場建設課窓口にて申請書の提出
  4. 申請に必要なもの：印かん、検針票
- その他、不明な点があれば下記までお尋ねください。

役場建設課水道係（電話 56-3111）